

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	学校給食に関する規制（規制強化） （施策目標 2-5 健やかな体の育成）	
担当部局	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課（課長：作花 文雄）	
評価実施時期	平成 20 年 2 月 18 日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><学校給食の衛生管理の改善措置> （概要） 校長等が学校給食に関する衛生状況を適切に管理するため、文部科学大臣が定める学校環境衛生基準に照らし、改善を図る必要があると認められる事項を発見したときは、遅滞なく必要な措置を講ずる等。 （必要性） 学校環境衛生基準が達成されていない現状を踏まえ、同基準を法律に明確に位置づけ、定期衛生検査等の結果に基づく事後措置について、校長等の果たすべき役割を規定し、学校給食の衛生管理の徹底を図る必要がある。</p> <p><栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化> （概要） 栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識を身につけること等ができるよう、集団的又は個別的に、学校給食を活用して、食に関する実践的な指導を行う。 校長は、食に関する実践的な指導の教育的な効果が適切に発揮されるよう、学校給食と関連つけつつ、当該学校における食に関する指導の全体的な計画の作成を行うなどの措置を講ずる。 （必要性） 朝食欠食、肥満、伝統的な食文化の継承等の今日的な食に関する課題に対応するため、栄養教諭の高い専門性を活かし、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を実施する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連事項とその内容	学校給食法案 夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律案 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案
想定される代替案	<p><学校給食の衛生管理の改善措置> ・学校給食における衛生管理に関する業務を一般企業等に外部委託する。</p> <p><栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化> ・栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導について、具体的に規定しない。</p>	
規制の費用	費用の要素	
（遵守費用）	新たな費用が生じるものではない。	
（行政費用）	新たな費用が生じるものではない。	
（その他社会的費用）	新たな費用は生じるものではない。	
規制の便益	便益の要素	
（直接便益）	<p><学校給食の衛生管理の改善措置> ・食中毒の防止が図られる。</p> <p><栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化> ・学校における食に関する指導体制の整備が促され、食に関する指導の充実が図られる。</p>	
（社会便益）	<p><学校給食の衛生管理の改善措置> ・児童生徒の健やかな体の育成や、食に関する指導の適正な実施に資する。</p> <p><栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の明確化> ・児童生徒の健やかな体の育成や、朝食欠食等の食習慣の乱れ、生活習慣病の増加、伝統的な食文化の継承といった食に関する今日的な課題の解決に資する。</p>	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	評価結果は妥当。	
有識者の見解その他関連事項	（政策評価に関する有識者会議） ○意見聴取時期：平成 20 年 2 月 5 日～平成 20 年 2 月 12 日 ○主 意 見：評価結果は概ね妥当。 「評価結果」について、新たに欄を設けるなど評価票上明確にすること。	
レビューを行う時期又は条件		
備考		